

第二種金融商品取引業の実施に係る勧誘方針

当社は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第10条に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針を次のとおり定め、これを遵守してまいります。

1. お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

- (1) 当社は、お客様の知識、投資経験、投資目的、意向、資産状況、当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な商品を勧誘するよう努めます。
- (2) 当社は、お客様ご自身に適切な投資判断を行っていただくために、商品内容やリスク内容等について、十分かつ適切な説明に努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関しお客様に配慮すべき事項

- (1) 当社は、お客様に勧誘を行う時間帯、方法について十分に配慮いたします。

3. その他勧誘の適正な確保に関する事項

- (1) 当社は、法令・諸規則を遵守し、適正な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
- (2) 当社は、当社役職員に対し法令遵守研修を実施し、適切な勧誘が確保されるよう、知識技能の修得や研鑽に努めます。
- (3) 当社は、お客様から受けたご照会について、適切かつ誠実な対応に努めます。

以上

2015年8月5日制定

2022年6月7日改定

2025年1月6日改定